

ずっと読みたかった本だけど、やっと読むことができました。ハンナ・アーレント著『全体主義の起源』。「国民」とか「市民」とか「民衆」とか。そして「官僚制」のこととか。全3巻を読み終わるのに4、5ヶ月かかってしまいました。

読後、「頑張ろう」と思ったのが僕の感想です。何をどう頑張るのかははっきりしないままに、「ちゃんとしよう」とか「きちんとしよう」とか思ったわけです。

秩序を大切にすれば、「官僚」はどうしても必要なものかもしれない。

でも、「官僚」を仕事にしている1人の人間が、「ちゃんとする」「きちんとする」とはどうすることの意味するのか。スターリンのソ連において、ヒトラーのナチスドイツにおいて、全体主義体制が成熟していく中で、官僚制が果たした役割というものは大きなものがあります。民主主義であった国が全体主義あるいは独裁体制へと変わっていく過程で、官僚が自分たちの手で、或いは裁量で、元に戻すことはできないようです。官僚制とは、そもそも秩序維持のための仕組みだからです。

だから（ここはあえて**太字**）、健全な民主主義が少しだけでも機能しているうちに、自分たちのやっтерことを再検証しなくてはならないということになります。

国会議員や行政の長のみなさんや、県議会議員、市議会議員のおじさん、おばさんはここではおいて、省庁の官僚の皆さん、県庁や市役所の役人や職員の皆さんにいろいろなことを問い直してみたいと思います。福祉・教育関連のことなら、僕でも少し思いつきます。厚生労働省、文部科学省関連でいえば、問い直すとか改まって探す必要もない。あなたたちがここ10年、いえコロナ以降でいい、大々的に宣伝して行った施策がその後うまくいっているか否か検証してみれば、それだけでいろいろなことが見えてくるのではないのでしょうか。

「検証」とかしないでもいいと思うような傲慢さなのか、「検証」をする勇気がないのか、「検証」をしない施策を繰り返してきたあなた達には土台無理な提案でしょうか。

ひとまず、知る人ぞ知る2019年の世界的ベストセラー、ショシヤナ・ズホフ著『監視資本主義』の一節。

知の分割について検討するには、まずこのジレンマを解決しなければならない。それは3つの疑問で表すことができる。最初の疑問は「誰が知っているか？」である。これは知の分割についての問いであり、知る機会を持つ人、持たない人は誰か、ということだ。第2の疑問は「誰が決めるか？」である。これは権威についての問いであり、誰が何を知り、その知識をもとにどう行動するかを決めるのは、どの人々、あるいは団体、あるいは手続きか、という疑問だ。そのような権威の正当な根拠は何だろう？第3の疑問は「誰が決めるかを誰が決めるか？」である。これは力についての問いだ。知識を与える権威、与えない権威を支える力の源になっているのは何だろう？

あくまで巷の評判では、「厚生労働省の劣化、県庁の劣化」。別の噂では今回報酬改定時のコタコタは「財務省からの要求との折り合いの結果」。わかってても先輩には逆らわない、てか。

厚生労働省の官僚、県庁のお役人達、福祉中央団体の関係者さん達にお願いしたいことは、「法律」はいうまでもなく、制度、規則諸々のいいとか悪いとかいうよりまえに、「ちゃんとして」ほしいという一点です。今全世界中いたるところで、為政者または政府・当局が、当局は何をやっても正しいとか、不正をしてもバックレれば国民は気付かないとか（或いは文句は言わないとか）、法律はあとから変えてもいい云々と思っているのではないかと思える事態が頻発しています。為政者や当局や政府の人たちのどのくらいの割合が民主主義とか法律を守る気持ちを持っているのでしょうか。そして、そういった世の中にあつての、今回の2024報酬改定にまつわる顛末です。曖昧で理解しにくいとか、現場をあまりにわかってないとか、福祉をどう考えているのか等々感想やツッコミどころ満載の今回の報酬改定顛末ですが、最低限やるべき「手続き」はちゃんとしてほしい。財務省との折り合いの話が本当なら、議員さんたちに国会の場で国民の目の前で決着させればいい。どこか小さな部屋で誰かが大声をだして、それをあっちにやったりこっちにやったりした後に（例えば誰も知らない戦前の法律に根拠をみつけたり、昔から決まっていたかのような文章で作った「ガイドライン」を根拠にしたりして）、いつのまにか「法律」や「制度」にしてしまうようなことを10年以上前から続けていますよね。

話は大幅に飛びますが、ズホフさんは言っています。もともとデジタルにはこのような（監視資本主義を推進していく）野望はなかった。当時の政治のあまりの横暴に民衆が対抗する手段としてデジタルの普及は歓迎されたのだ、と。いまさら遅いかもしれないけど、「ちゃんと」してください。

令和5年 充実計画について

令和5年6月19日

令和5年度分の充実残高算定シートも入力し終わって、今年も充実計画は策定しなくていいようです。例年に引き続いてお上への不満を列挙していくことにします。

まずは「こども家庭庁」について。こども家庭庁を発案した政府は「こどもに関する省庁機能を1つにまとめて伝々」とその目的を宣伝しましたが、文部科学省関連はこの枠のなかにはいないとか。学校内の問題は「こども」の問題ではないということかな？論外です。「なにか耳ざわりのよい目標や標語を宣伝して新しい規則を提案し、国会での話し合いがないままに法律が成立し、その仕組は何か実現するための仕組ではなく、その法律が（形式的に）守られているか否かをチェックするのが目的の仕組だけが成長し、一般市民や一般企業が行政に提出する書類が数枚増える。その法律を説明したり講習会を開いたりするコンサルタントと「専門家」と関連アプリ業界が潤い、「賛成」「反対」と結論のでないテーマをマスコミが消費して、一般市民と一般企業が疲弊する」というおなじみのサイクルが我が国でまた1つ積み上がった話です。

そしてBCP（Business Contenuity Plan）について。誰がどこから引っ張り出してしたり顔をしているのかわかりませんが、我々社会福祉法人は令和5年度にこれを策定して県に提出しないと「指定取消もありえる」らしいです。福岡県がBCPについてどういった取り組みなのか、実は僕がちゃんとわかっていないのですが、関東の某県の某施設で、4月に県から施設長に電話があつて、「BCPの策定は終わりましたか」「これはやらないといけないんですか？」「提出されないときは指定取消もありえます。」というやり取りがあつたそうです。「事業継続」という言葉の意味にこだわるなら、県庁職員の言い分は暗に『行政にさからうと事業継続できませんよ。BCP策定の1行目はまずは「行政にはさからわない」という一文にすべきです』とっているようです。逆に突っ込めば、将来「事業継続」が困難になる一番のリスク要因は「行政」だということですかね。

いったい提出されたBCPを審査し優劣をつけるのは誰で、その基準はどこにあるのでしょうか？東北大震災のような大災害で施設が流されるかもしれないとき、ウクライナのような事が起こって空爆され敵の軍隊が攻めてきたとき、大火事で施設の建物が焼失したとき、障害者入所施設の僕たちが明日も継続しなければならないものとは？法人の存続ですか？職員の雇用ですか？行政への懇願ですか？大事が起こる前に鍛えておくべきは何ですか？日々訓練すべきは何ですか？障害者の人たちが10年後も20年後も幸せに生きていくために必要なものは何ですか？

GEのシックスシグマという言葉をきいたことありますか？割れ窓理論という言葉はどうですか？プランを策定し自省することなく実行しつづける組織の弊害は、ここ2000年以降だけでもだめになった大企業をいくつか上げることができます。BCPが一般企業にも広まって、官庁監修で「令和5年版よいBCPトップテン」をつくってみて、その企業の10年後、20年後を追ってみるとおもしろいかも。

「一事業所のBCP」と「我が国日本のBCP」と2つを並べていくつかの命題を考えてみます。レベルの低いTOP、できの悪い幹部はやめてもらうべきではないか？構成員にルールを守る習慣をつけるためにTOPが行うべきことはなにか、やってはならないことは何か？不備に気づいたとき組織の構成員は自分の組織を変えていけるのか？その手段は公表されているか？

上記2つのBCPは、誰がそれを考えて実行し、そして誰が誰に責任をとるのかな？

大臣、国会議員、他政治家のみなさん、省庁官庁の官僚のみなさん、仕事を本気でやってますか？

「ばかばかしい、こんな給料で本気出すはずないだろ」って？？！っ、おいおい。

社会福祉法人 福地の里は、ここ数年6億円くらいかけて解体、新築、改築、増築と続けてきて、今年度の充実残高も約3億円ほどのマイナスとなったので、充実計画を策定しなくてもよさそうです。また昨年は施設整備補助金をいただくことができました。ありがとうございました。毎年この頁を借りて、国と厚生労働省さんへの文句を少しずつ書いていますけど、今年もその線で1頁分、不満を述べたいと思っていますのでよろしく。

まずしょっぱなは、分野違いながら文部科学省、というより教育行政について。小学校から大学まで、学歴問題や入学月、あるいは教科書問題やいじめの対応等、年間をとおしてニュースで取り上げられる話はいろいろありますが、県の教育委員会を頭にしていろいろな問題を解決していく仕組みそのものについての報道や問題提示がほとんどない気がしますがいかがでしょうか。我が国の教育の仕組みや目的を「決定する仕組」そのものがおかしくないですか？市民が知る、あるいはそうだろうと想像するその仕組をいつかちゃんとした形で開示・説明する場をこしらえてほしいですね。福祉分野での批判と同じで(教育関係ではもっとわかりにくい)、いろいろなことを誰が、どこで決定しているのか？その権限は正当な(つまり法律で定められた正当な)、あるいは国会で充分に話し合われた結論なのかを開示していただきたいと思います。それなしで「こども庁」をつくっても、子供たちを幸せにできそうにないと思いますがいかがでしょうか？

では福祉の話に戻ります。まずお題目の「充実計画」関連について。

財務諸表等入力シートというのがありまして、それに今年なら令和3年度の決算報告関連の数値を入力して当年度の充実残高を計算するというもので、今年で4年目になるかな。これをはじめるにあたって、その前年か、前々年に独立行政法人福祉医療機構かその前身の社会福祉・医療事業団の建設部門かなんかのアンケートがあつてうちでいうと法人開設時の建設時の自己資金、補助金、借入金、工事費用等をお答えした記憶がありますが、その結果の初回財務諸表等入力シートの「社会福祉充実残高算定シート」を見た時点で、福祉医療機構のアンケートを作成した部署に「建設工事費デフレクター」とか「一般的1㎡当たり単価」とかがあまりに現実とかけ離れているという問い合わせをしました。(現在建設すると昭和56年建設時の1.333倍の費用がかかる？1㎡当たり建設費が25万円？)。「アンケートの結果」という答えでしたが、アンケートにはない、現在の建築費予想の根拠というものにクレームをつけました。当時はまだ2020年の東京オリンピックのための開催準備中でした。資材の高騰や建設労働者の人手不足がニュースで盛んに報道されていた頃でした。アンケートや統計、「専門家の試算」等、都合のいい数値をどっかからもってくるのは行政の常套手段ですが、それより前に、福祉医療機構のその作業を担った人たちのことを僕は心配してしまいました。こてこての理系でなくても、数値を扱うのを仕事にしている人であれば、出てきた数値がたとえ計算通りにみえても、結果の不自然さが気になると思えるのですが、これまたいかがでしょうか？

充実残高には関係ありませんが、どっかに委託して作ったっぽいEXCELシートだということで、処遇改善加算報告・計画シートのことを最後に少し。これで正しい計算ができるのは、同じ職員が同じ職員数で、かつ毎年育児・介護休暇を一人も取得しないで働き続けた場合だけしか成立しない事を、誰かが指摘しそうなものですがいかがでしょうか。我々が中央団体「日本知的障害者福祉協会」は、毎年「協会だより」で報酬単価を勝ち取った系の自慢話が掲載されていますが、会員に使わされているEXCEL等の「正当性」を確認したことがあるのでしょうか？厚生労働省の官僚にちゃんと説明を求めたことがあるのでしょうか？政治家、官僚どなたでも結構なんで、社会福祉充実残高算定シート、処遇改善加算報告・計画シート等の詳細な説明をおねがいします。

令和3年 充実計画について

令和3年6月23日

令和2年度は16,000万強で新作業棟の建設工事を行い、令和3年度、令和4年度にはいよいよ25,000万程かけて新食堂棟新築工事、管理棟改修工事を予定しています。充実残高計算シートでは△34,000万となり充実残高はマイナスになったので充実計画はしばらく策定しなくてもよさそうです。一昨年の県の監査の時に「次々に建設工事をやるのは充実残高をマイナスにするためですか？」という指摘を受け、更に「計画に変更があった時は充実計画変更申請をすればいいんですよ」とも教えていただきました。「次々に建設工事をやるのは充実残高をマイナスにするためではありません」とその時僕は即答しましたし、色々な行政への申請手続きがあればその都度粛々と実行していますが、申請提出先の担当のお役人は、あの時の県の監査の人のような話のわかる人ばかりではないナ、というのが僕の正直な実感です。この手の話を始めると、書きたいこと、いいたいことが次々に頭に浮かんできますが、「前首相（誰？）の8年間で、日本は紙にかかれた誓約書や契約書がないと何も実行できなくなり、法律はホールドアップ式がますます増え、行政的な手続きは「専門家の解説」付きで配布され、「責任」と「覚悟」という2つのことばを次世代に伝える手段がほとんど消失してしまった」と書かせてもらって、この件でガタガタというのは一旦やめます。

全国で支援学校のキャパが足りなくなっているという記事を目にします。その手の記事が出るより以前から小学校では補助教員（低賃金らしい！）という職種が増え、補助教員が担当する児童が増え続け、いわゆる「発達障害」と認定される児童もまた増え続けています。厚生労働省、文部科学省のお役人さんたちは、ここ10年あなたたちがやってきた制度、法律に疑問をもったことがありますか。（大臣や国会議員に何か期待しようとはこれっぽっちも思いませんが）。先輩官僚が決めたことに文句がいない・・・、じゃ将来（ほんとに数年後）日本はこたこたになりそうです。ここ10年位の法律・制度が立案（誰がいいだしたか、誰が決めたか、どうやって構築したか）から「責任の所在なし」「覚悟なし」で進められてきたのだと思います。僕らは自分たちの仕事を最大限ふんばって仕事をしていきます。お役人さん達には是非覚悟を決めていただきたいとおもいます。

最後っ屁で1つだけ。文部科学省のお役人さんとおはなしができる機会はないでしょうが、あの有名な「学習指導要領」の強さはどこから来るものなのでしょう？国民をなめていませんか？子供たちの将来の幸せを願ってつくっていますか？

令和2年 充実計画について

令和2年6月22日
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

令和1年度もまた8,000万程度の工事を行い、充実残高はマイナスになったので充実計画は策定しなくてもいいのですが、今年度、来年度と大きな工事を予定しています。簡単なシミュレーションをやってみると、財務諸表等電子開示システムの計算では来年度決算、再来年度決算ではキャッシュがギリギリになるのに、充実残高は若干のプラスになりそうです。「充実残高」とはなんですか？

『充実残高』、『合理的配慮』、『処遇改善』・・・、日本語でない造語をして、その定義が検証されていないように見受けられます。誰のための政策か？という基本的な問いかけがされていない気がしますがいかがでしょうか。この文脈からはずれませんが、『処遇改善』と『働き方改革』を同時に論じるとおかしいことになります。『働き方改革』とは非正規職員を増やし、非正規職員の時給を増やすことが目標なのでしょうか。もしそうなら、某首相は「国民の幸せ」とは「非正規職員を増やすこと」と考えているのかな。某政治家のように『処遇改善』加算を自慢するのなら、通常の介護報酬額を積算で計算したなかに支援員の人件費をいくらかで見積もったかを公表してくれれば、その金額が賞与のある「正規職員」の金額なのか、非正規が前提の計算なのかが判明すると思います。

GOOGLEで何かを検索した時にたまたま目にした記事に「日本の場合、政府発表の『専門家』とは、官僚があらかじめ話し合っただけの政策に「お墨付き」を与えるための理論・理屈（つまり「いいわけ」）を持っている「学者」であって、その逆はない・・・」というのがありました。大丈夫か、日本。

民主主義という制度は、政治家にでも、官僚にでも、あなたたちに僕たちは何かを託しているのだと思っています。だから、少しくらいはいい加減でも、たまに勘違いしても、見え透いたごまかしをしても、大きく外さなければ、全体としては前に進んでいくだろうと、僕はずっと思っていました。コンプライアンスという言葉はとても好きな言葉なのです。

でも、公の人たちが自分達の都合の為だけに作用するような「遵法」を語るなら、特に為政者が、あるいは官僚が我が身を利するために「遵法」を唱えるなら、この国はどんどんと力を失っていきます。政治家と学者と官僚がつるむのが日常になってしまうと、本当の意味でそれはその国の終わりなのだと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉サービス等情報公表システム、財務諸表等電子開示システムと、面倒くさいけど決められたことには従いましょう。でもここ数年で「国会に通った」とされている厚生労働省関連の法律、一番大きな平成29年度4月から施行された新社会福祉法の改定をはじめとして、「働き方改革」関連、外国人労働者関連、細かいところでは処遇改善加算関連等々、ちゃんと省庁で話し合っただけで、ちゃんと計画し、ちゃんとシミュレートして、さらにちゃんとしかるべき「専門家」に諮問し、ちゃんと国会で話し合っただけで、法律ができるたびに、いつ誰が言い出して、どこのだれが策定したかをいつも明記し、国会議員さんたちがちゃんと理解して決めてください。トクヴィルさんが予言していたように、民主主義はどこまでも魅力的だけど、民主主義を終わらせてしまうのは、民主主義のなかに潜んでいる民主主義のシステムそのものです。法律・制度をつくる側が、国民をだますことができると思っているなら、同じく国の終わりなのだと思います。

『充実残高』の計算をしていて、以上のようなことを考えてしまいました。

よろしく。

令和1年6月25日
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

昨年度は頑張って、1億2700万くらいの増築・修復工事を手掛けた関係で、今年度の社会福祉財務諸表公開システムを仮入力してみると、社会福祉充実残高が大きくマイナスになったので、充実計画は今年も作成しなくていいようです。だからこの文章は提出する必要のない文書です。あらかじめ断っておきます。

公開システムでは充実計画を添付させているので、この場を借りて少々国に文句をいいたいですが、社会福祉公開システム関連の文句1つだけ掲載します。

□ この公表システムの締め切りが6月末までとなっていることについて

x1『毎年6月中に定例評議員会を開きなさい』、x2『評議員会が社会福祉法人の最高議決機関です』、x3『定例評議員会を開くのは、理事会終了後20日以上決算を公開した後に開かないといけませ』ん、と平成29年4月1日に上記3つを全区的にワーワーとおっしゃったのは国ですよ。で、6月締め切りですか？公表システム用のEXCELシートが（仕様が突然変わって、以前入力したものが利用できなかった経験で）いまいち信じられないし、かつ何度も入力のやり直しをしたくない社会福祉法人は、今年度バージョンの最終がでて、自分の法人内での変更もない状態で（つまり「最終決裁機関」である定例評議員会が終わって）入力したいのに、6月締め切りというのはいないでしょ。

充実計画は定例評議員会決議事項でしょ？評議員会で1回で決まらなかったら、2回目は2週間後でないと開けないんじゃないかなかったっけ？7月にずれこみますよね。「もめるな」ってことですか？おいおい。

あとは蛇足の蛇足です。労働基準法を守っていこうとけなげな厚生労働省さん、「働き方改革」には、本当は反対なんですよ。今年からの人事院勧告は、「働き方改革」との整合性をどうとっていくつもりでしょうか？特定処遇加算は？

平成30年6月19日
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

この文章が、厚生労働省肝いりの WAMNET 情報公開システムで公開されることを知り、チャンスかなと思い、社会福祉充実計画について思っていることを書きしるしてみます。

充実残高の計算方法の不備についての指摘は、昨年の公開資料でのべたまま、前頁に再度載せていますので、ここでは「そもそも」論を追加します。この「そもそも論」は、厚生労働省というより、我が国の福祉行政施策の決め方に係る「そもそも論」なので、障害者福祉の全国団体批判も含みます。

□ 平成29年4月の社会福祉法の全面改訂について。

あの全面改訂をする必要は、どこにあったのですか？誰が言い出したことですか？

行政、マスコミは流行語のように「遵法」といいますが、福祉法のような法律を、国会でちゃんと審議することもなく変えていくのは（厚生省レベルでとことん吟味したでしょうが、それは法律がきまったものとしての話、たとえば「整合性」のようなところで喧々諤々をやっただけで、『全面改訂をする必要があるか？』はどこかで話し合われたのでしょうか？或は、幾つかある障害者団体への諮問のなかで、『全面改訂をする必要があるか？』の問いはなされたのでしょうか？法律施行まえに僕たちが知らされるのは、「法律が変わるよ」というのと、「これこれが変わります」といったところからというのは、おかしくないですか？僕たちの代表ですという顔をして、シャーシャーと「協会だより」などを発行している団体が、ぼくたちになにか意見を求めたことはありません。1970年代学生運動時代に当時の学生たちが批判してた「要求闘争」をするだけです。これからの障害者福祉の方向性をきめる法律を、こういった安易な変え方をした時点で、「たいした法律じゃないよ。またなんかあったら変えるからね、」と宣言して施行していることを厚生労働省はわかっているのかな。

まとめると、僕たちの業界に関していえば、僕たちの意見を吸い上げる意思のない業界団体と、法律は「決めたが勝ち」と思っている厚生労働省が、我が国の福祉をきめていっているのは、真つ当な意味で「遵法」こそ民主主義の根幹だと思っている僕にとっては、甚だ遺憾です。

平成29年6月
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

配布された電子開示システム「財務諸表等入力シート」に現況報告書ほか入力して、とりあえず「算定シート」までたどりつくことができました。以前のシートで試算していたとおり、結果は充実残高が「あり」でした。行政の説明では、社会福祉充実残高がある場合は、「充実計画」を作成し評議員会で承認をして、その計画を行政に提出することになっていますが、当法人では、①「社会福祉充実残高」という考え方そのものがよくわからない、或は賛成できない。②「充実残高」といえる金額はない、という判断で今回は提出しません。

まず「充実残高」を計算するとき、「再取得にかかる費用」のうち、厚生労働省の係数で

(1)「建設工事デフレータ」の値が実際と大きな差がある。(少なくとも東京オリンピックまでの建設資材、人件費の高騰はご存知のはずです。)(2)「一般的自己資金率」22%の数値は実数、統計値なのでしょうが、再建設費残りの78%は補助金をいただけるのですか。借入でまかなうとしたらその返済原資はどこから捻出するのですか。(3)たとえば具体的に76人分の現施設をそのまま作り変えるリスクは大きく(10年スパンで将来のニーズ把握ができない)、3つに分割して建て替えていく計画の場合、そもそもこの計算はあてはまらない。(4)同じく、当法人の施設は建設時3.3㎡/1利用者で作られていて建て替えるときには最低9.9㎡/1利用者、つまり法律上3倍の面積が必要なのにそれを顧慮してない。(5)将来の不安定な介護報酬、少子化進行下での人材確保の困難性という環境の中で、収入予測が現状を基準としている。

等々の理由で、この算定シート上の充実残高計算は当法人には適切ではありません。

机上の事務作業を莫大に使った官僚的な「計画経済」のようなこのやり方を改めるか、算定シートをもっと手入力可能なものに変更するか、お願いしたいと思います。

(余分な追加)

ちゃんとした会社の経営者が、こんな(算定シートのような)将来予測をしますか。あげくにそれを根拠に高額投資の判断をしますか(数値より3倍以上かかる工事を借入金でまかなう投資計画は、どうみても無謀でしょう)。